

ショートステイ 大山やすらぎの里 運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人慶愛会（以下「事業所」という。）が開設するユニット型短期入所介護事業及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業（以下「短期入所生活介護等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な短期入所生活介護等サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 ユニット型短期入所生活介護は、その利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 ユニット型介護予防短期入所生活介護は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りつつ、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 ショートステイ大山やすらぎの里
- 二 所在地 西伯郡大山町唐王208

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとし併設する介護老人福祉施設の職員が兼務する。

- 一 管理者 1名

責任者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う

- 二 医師 1名

医師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のため適切な措置をとる。

三 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 看護職員 1名

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

五 介護職員 併設4名以上 空床19名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する適切な介護を行う。

六 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員による通所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努める。

七 栄養士 1名

栄養士は食事の提供にあたり、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立を作成する。

八 介護支援専門員 1名

(施設の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、ユニット型短期入所生活介護とユニット型介護予防短期入所生活介護を合わせ9人とする。また特別養護老人ホームの空床を利用の場合は空床の数とする。

(サービスの内容)

第7条 心身の状況、または家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に行う。そのサービスの内容は次のとおりとする。

一 入浴、排泄、食事等の援助及び日常生活上の援助(支援)

二 日常生活上の機能訓練

三 健康チェック

四 送迎

(事業の実施区域)

第8条 事業の実施区域は、大山町の全域及び米子市淀江町(以下「事業の実施区域」という。)とする

(利用その他の費用の額)

第9条 短期入所生活介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし利用者は、法定代理受理事務に該当するサービスを受けたときは、介護保険負担割合証に記載された割合に相当する額を施設に支払うものとする。

2 短期入所生活介護サービス等の提供に伴う、介護保険給付以外のサービスを提供したとき、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

- 一 食費（おやつ代含む）
- 二 日常生活費
- 三 送迎費（実施区域外の利用者）

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 事業者は短期入所生活介護サービス等の提供にあたり、重要事項を記した書面をもって、利用申込者及びその家族に対し、説明同意を得るものとする。

（緊急時及び事故発生時の対応方法）

第11条 事業者は短期入所生活介護サービス等の提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合において、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して行った処置等を記録するものとする。

（非常災害対策）

第12条 消防法第8条に規定する防火管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき非常災害対策を行うものとし。次の各号に掲げる体制を整備する。

- 一 火元責任者には事業所職員の中で選任する。
- 二 火元責任者は火災危険防止のため、始業時・終業時には、自主的に点検を行う。
- 三 非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託により実施し、点検の際には防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は常に有効に作動するように保守点検に努める。
- 五 防火管理者は、自衛消防隊を編成し、火災の発生や地震等の災害が発生した場合に、その被害を最小限にとどめるための任務にあたらせる。
- 六 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時
- 七 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（相談・苦情対応）

第13条 事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し適切に対応することとする。また、市町村または国民健康保険団体連合会（以下「市町村」という。）から指導または助言を受けた場合において、

市町村等から求めがあった時は、改善内容を市町村等に報告するものとする。

(個人情報守秘義務)

- 第14条 事業者、職員は、短期入所生活介護サービス等の提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者にもらしてはならない。
- 2 事業者は、職員等の退職後においても前項と同様の義務を負わせるものとする。
 - 3 事業者は、居宅介護支援事業者に対して利用者の個人情報の提供が必要となった場合は、利用者等から同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職員研修)

- 第16条 事業者は、職員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けると共に、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年2回

(諸記録の整備)

- 第17条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。
- 2 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービス等の提供に関する記録を整備し、その日から2年間保存する。

(その他の事項)

- 第18条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成16年4月1日から施行する。
- この規定は、平成16年7月1日から施行する。
- この規定は、平成17年6月1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この規定は、平成18年4月1日から施行する。
- この規定は、平成26年1月23日から施行する。
- この規定は、平成27年8月1日から施行する。
- この規定は、平成29年12月1日から施行する。
- この規定は、令和5年11月8日から施行する。